

県立学校体育施設の使用料の徴収について

1 条例で規定する主な事項

県立学校体育施設の使用料を徴収することについて「三重県立学校体育施設使用料条例（仮称）」を定めるものとします。

条例では主に以下のことを定めます。

(1) 趣旨

スポーツ基本法第13条の規定に基づき、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般のスポーツ活動に供する際の使用料に関し、必要な事項を定めます。

(2) 定義

・ 体育施設

県立学校の施設であって、次に掲げるものをいいます。

運動場、体育館、武道場、体操場、テニスコート、トレーニング場
弓道場、レスリング場、卓球場、ウエイトリフティング場
フェンシング場、ボクシング場

・ 一般のスポーツ活動

学校教育以外であって、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をいいます。

(3) 使用料

体育施設を使用する者は、納入通知書により指定する期限までに、別表に掲げる金額を使用料として納付していただきます。

※金融機関での納付に加えて、鍵の受け渡し等の来校時にスマートフォンを用いて決済できるサービスの導入に向けて、検討を進めます。

(使用料案)

使用料については、県内市町や他県の学校体育施設および県営体育施設の使用料を参考に、体育施設の規模等を考慮して設定します。

体 育 施 設 名	使 用 料	備 考
運動場	300円/時間	
体育館	300円/時間	バスケットボール・バレーボールコート 1面あたり
武道場	200円/時間	
体操場	200円/時間	
テニスコート	200円/時間	1面あたり
トレーニング場	100円/回	1人1回あたり
弓道場	100円/時間	
レスリング場	100円/時間	
卓球場	100円/時間	
ウエイトリフティング場	100円/時間	
フェンシング場	100円/時間	
ボクシング場	100円/時間	

(4) 規則への委任

利用申請や使用料の納付手続きなど、体育施設の利用に関し、必要な事項は教育委員会が規則として定めます。

(5) 施行期日

体育施設の申込み時期や、利用者等県民への広報に必要な時間を確保するため、平成31年10月1日からの施行を考えています。

2 使用料の使途

県民のみなさまにご負担いただく使用料については、体育設備の修繕や備品の更新、消耗品の補充等に活用します。その際、各学校において、利用者の意見を十分に聴き取るとともに、活用の状況については、県のホームページにおいてお知らせします。

3 今後の予定

(平成31年) 2月：議案の提出

3月：条例案の議決、規則の制定

4月～：利用者等県民のみなさまへの広報、県立学校への説明

10月：条例の施行(使用料の徴収)